

小学校区単位での施設一体型小中一貫校による 小中一貫教育の実施の是非について

(報告)

平成 30 年 11 月 27 日

武藏野市小中一貫教育あり方懇談会

目次

1	武蔵野市小中一貫教育あり方懇談会	1
(1)	設置の経緯	1
(2)	目的	1
2	懇談会における議論の経過	2
(1)	懇談会における議論の経過	2
(2)	各回の議論の概要	2
3	課題・論点	5
(1)	前提となる考え方について	5
①	「現行の小学校区を基本とする」	5
②	「全学区で実施する」	5
③	「施設一体型小中一貫校」	6
(2)	課題・論点	6
①	中学校に相当する後期課程の規模	6
②	施設一体型校舎における児童・生徒の学校生活	7
③	地域コミュニティ等に与える影響、課題	7
④	防災上の課題	7
⑤	移行期間の課題	7
⑥	施設一体型校舎設置の物理的可能性	7
⑦	建設費用	8
4	すべての小学校区単位での施設一体型小中一貫校による 小中一貫教育の実施の是非について（懇談会の判断）	8

資料

武蔵野市小中一貫教育あり方懇談会委員名簿	13
武蔵野市小中一貫教育あり方懇談会設置要綱	14
検討経過	16
武蔵野市小中一貫教育検討委員会答申の取扱いについて	17
教育委員会での検討過程（平成27～30年度）	18

1 武藏野市小中一貫教育あり方懇談会

(1) 設置の経緯

- 教育委員会は平成 27 年度から、第二期武藏野市学校教育計画に基づき、小中一貫教育の可能性に関する調査研究に着手した。その後、小学校区単位での施設一体型小中一貫教育を検討のたたき台としてまとめた（武藏野市小中一貫教育調査研究ワーキングチームにおける論点整理）。
- このたたき台をもとにして、本市における小中一貫教育の実施の是非について検討するため、平成 29 年度に武藏野市小中一貫教育検討委員会が設置された。
- 同検討委員会答申（以下、「答申」）では、市民意見交換会等で寄せられた意見を踏まえ、「すべての小学校区で小中一貫教育を実施するべきか否か、実施の是非を決定する段階に至っていない」、「全市的な議論をさらに深めるよう努めていただきたい」とされた（平成 30 年 2 月）。
- 答申を受け教育委員会は、総合教育会議等での議論を経て平成 30 年 7 月に同答申の取扱いを決定した。すなわち、「教育委員会だけではなく全市的な視点に立った判断が必要である。そのため、全市的な視点で議論ができる会議体で、必要な論点整理及び方向付けを行った上で、第六期長期計画策定の中で、小学校区単位での施設一体型小中一貫校による小中一貫教育の実施の是非について結論を得る。」とした。
- これに基づき、「全市的な視点で議論ができる会議体」として武藏野市小中一貫教育あり方懇談会（以下、「懇談会」）が設置された。

(2) 目的

- 懇談会の目的は、必要な論点整理及び方向付けをおこない、全市的な視点に立った考え方の素案を市長に報告することである（武藏野市小中一貫教育あり方懇談会設置要綱第 2 条）。

2 懇談会における議論の経過

(1) 懇談会における議論の経過

○懇談会では、これまでの議論を振り返った後、教育委員会の検討モデルが前提とする「現行の小学校区を基本として」「全学区に」「施設一体型小中一貫校」を設置するという考え方について、その実現可能性も含めて議論し、これらを総合的に踏まえながら全市的な視点に立った考え方の素案をまとめた。

(2) 各回の議論の概要

①第1回

○教育委員会におけるこれまでの議論を振り返り、今後の議論の進め方について議論した。

【主な意見】

- ・小中一貫教育が目的ではなく、今後の学校教育に求められる目的、目標を果たすために、どういう方法が適切かという視点で議論してきた。
- ・小学校区単位、施設一体型の小中一貫教育だと、人間関係の広がりやリセッションされる面が少なくなる。特に、中学校相当の後期課程の規模が小さくなる。
- ・学年別不登校児童生徒数からみると、必ずしも中1から増加するとは言えない年もある。
- ・各学区の施設一体型小中一貫校の規模が、大規模校化と小さい学校に2極化が予想される。小さい学校は中学校の規模が小さい問題、大きい学校は全体の施設規模が大きくなる課題がある。
- ・移行期間中に新しい小中一貫校がある学区とそうではない学区が併存することは難しい問題だ。移行期間中の具体的な課題を踏まえる必要がある。
- ・敷地面積が狭い学区があるという本市の特徴を踏まえる必要がある。各学区の施設設置上の課題を整理する必要がある。

②第2回

○引き続きこれまでの議論を振り返るとともに、検討モデルの前提条件について議論した。

【主な意見】

- ・同じ地域で9年間は長いと感じる子どももいる。中学校に進学すると日常的な付き合いの範囲が広がるが、同じ地域のままでは手狭な印象がある。
- ・学校に通う子どもの年齢の幅が広がることにより、低学年と高学年の使い分

- けも含め、校庭の使い方が課題だ。
- ・市立中以外に進学する割合が高まっていることを踏まえると、中学校相当部分がより小さくなるため、課題が大きくなる。
 - ・第2校地までの距離が離れている場合は、移動手段など課題があることを踏まえる必要がある。
 - ・小学校区単位の施設一体型小中一貫教育の場合、学校施設のある避難場所が12に減る。第2校地の使い方が課題だ。

○特に、検討モデルの前提条件については、他自治体の状況も踏まえつつ議論した。

【主な意見】

- ・検討モデルが小学校区を基盤としたのは、地域生活の単位について厳密な区域を設けなかった歴史的経緯（自治会がない、コミセン中心の緩やかなまとまり）に沿ったものもあり、変えることは難しい。
- ・小中一貫教育の実施を目的として現行の小学校区を変えることは想定するべきではない。
- ・教育委員会では、仮に小中一貫教育を実施する場合、過渡期には施設分離の形で連携を深めることもありうるが、最終的な施設の形としてはすべての学区で一体型が望ましいと考えてきた。

品川区	区内を6地区に分け、各1校ずつ施設一体型小中一貫校が配置され、施設分離型と併存する。学校選択制が導入され、希望者は他地区の施設一体型小中一貫校（義務教育学校）に通学できる。中学校区単位。
渋谷区	特色ある学校づくりの一つとして、施設一体型小中一貫教育校を設置。他に、中高一貫連携校や教科教室型教育校があり、学校選択希望制の下、区内全域から選択可能である。
杉並区	施設分離型、施設隣接型、施設一体型の三類型の小中一貫校がある。中学校区単位。
豊島区	区内の小中学校を8つのブロックに分け、小中一貫教育連携プログラムが実施されている。施設一体型校舎としては、2小学校と1中学校を統合した池袋本町小学校・池袋中学校がある。中学校区単位。
京都府	小中一貫教育の展開方法として、連携型（=いわゆる施設分離型）、施設併用型（=相互の校舎を活用）、施設一体型の三類型がある。中学校区単位。
守口市	小中一貫教育の展開方法として、施設分離型、施設一体型、施設隣接型の三類型がある。中学校区単位。

○さらに、物理的 possibilityについて、武藏野市の現状と他自治体の状況を比較しながら議論した。

【主な意見】

- ・他自治体では商業地域に立地する学校もあるのではないか。本市とは建築条

件が違うことを踏まえる必要がある。

- ・武藏野市の場合はすべて住居系の用途地域にあり条件が厳しい。小中別に改築する場合も条件の緩和の課題が無い訳ではないが、武藏野市の事情を踏まえる必要がある。
- ・条件が厳しい中、人口推計が上振れする場合への備えも考えなければならぬ。
- ・第2校庭の活用が現実的に可能か見極める必要がある。

現小学校区	校舎設置校地	用途地域
第一小学校区	第一中学校 15,335 m ²	第一種中高層住居専用
第二小学校区	第六中学校 10,392 m ²	第一種低層住居専用
第三小学校区	第三小学校 11,441 m ²	第一種低層住居専用
第四小学校区	第四小学校 13,045 m ²	第一種低層住居専用
第五小学校区	第五小学校 9,710 m ²	第一種中高層住居専用
大野田小学校区	第四中学校 19,996 m ²	第一種住居
境南小学校区	境南小学校 14,261 m ²	第一種中高層住居専用
本宿小学校区	第三中学校 15,660 m ²	第一種中高層住居専用
千川小学校区	千川小学校 10,714 m ²	第一種住居
井之頭小学校区	井之頭小学校 9,987 m ²	第一種低層住居専用
関前南小学校区	第五中学校 19,558 m ²	第一種低層住居専用
桜野小学校区	第二中学校 15,024 m ²	第一種中高層住居専用

自治体名	学校名	敷地面積	建物延面積	階層	児童生徒数		学級数
品川区	伊藤学園	11,480	17,433	地上 5 階 地下 2 階	1202	小 648 中 554	30 中 12
	荏原平塚学園	12,113	14,202	地上 6 階 地下 2 階	537	小 359 中 178	19 中 6
	品川学園	16,445	18,144	地上 4 階	738	小 443 中 295	30 中 12
	日野学園	10,178	11,983	地上 6 階 地下 2 階	982	小 603 中 379	33 中 15
渋谷区	渋谷本町学園	9,971	14,809	地上 4 階 地下 3 階	532	小 379 中 153	22 中 6
杉並区	杉並和泉学園	17,783	14,595	地上 4 階	923	小 715 中 208	28 中 6
豊島区	池袋本町小学校・池袋中学校	12,349	17,271	地上 4 階	965	小 663 中 302	29 中 9
京都市	凌風学園	13,500	16,100	地上 5 階	748	小 492 中 256	27 中 9
守口市	さつき学園	17,415	14,392	地上 5 階	588	小 417 中 171	19 中 6

③第3回、第4回

○各学区の施設設置上の課題を整理した上で（10ページ）、考え方の素案について議論し以下の通りまとめた。

3 課題・論点

(1) 前提となる考え方について

○教育委員会の検討モデルは他自治体にはないものであり、検討モデルの前提となる考え方に基づく特徴や課題が指摘されてきた。そこで、まず議論の前提となる考え方について議論した。

①「現行の小学校区を基本とする」

○本市では、自治会、町内会を組織せずに、地域生活の単位についてはコミュニティセンターを中心に緩やかなまとまりを形成し、厳密な区域を設けなかった。その一方で、学校区については区域が明確であったことから、なかでも範囲が狭い小学校区が実際上の地域活動の単位として機能している場合が多い。

○施設一体型小中一貫教育を小学校区単位で実施することは、青少年問題協議会地区委員会、開かれた学校づくり協議会、PTA等、既存組織や仕組みの再編が必要になるという課題があるものの、これまでの本市のコミュニティのあり方と親和性が高い。

○想定される施設一体型小中一貫校の設置場所の条件によっては、現行の小学校区を施設一体型小中一貫校が設置できる規模に合わせて変更することも考えられるが、学区域は地域の生活単位や地域活動の単位と密接に関連するため、多くの市民が賛成するような状況ではない限り、変更は困難である。

○これらのことから、小中一貫教育について議論するにあたっては「現行の小学校区を基本とする」ことを前提とした。

②「全学区で実施する」

○施設一体型小中一貫校を設置している他自治体においては、学校選択制

のもと小中一貫校を選択できる自治体もあるが、現行の小学校区を基本として施設一体型小中一貫校を全学区に設置するという本市の検討モデルは、他自治体にはない特徴的なモデルである。

○現行の小学校区を基本とする考え方は、①のとおりコミュニティ構想（第一期長期計画）以来の本市の歴史的経緯に沿ったものであり、学校と地域の関係性を重視してきたからこそ、本市では学校選択制を採用するべきではないと考えられてきた。

○そして、独自の教育施策を実施する場合は、学区間の差を生じさせないよう全学区での実施を基本としてきた。このため、小中一貫教育の議論においても、同じ教育機会を保障するという理念に基づいて全学区で実施するという考え方を最重視した。

○以上のこと踏まえると、全学区という前提は、その実現可能性は別として理解できる。したがって、本市における小中一貫教育について議論するにあたっては、全学区という前提は変えるべきではない。

③「施設一体型小中一貫校」

○小中一貫教育は、9年間の教育目標を設定した上で9年間の系統性・連続性に配慮した教育課程を編成する点に特徴があるが、設置形態については施設一体型を前提とした。

○その理由は、小・中学校が離れている状況で上記のような教育課程の編成をおこなうことは、教員の負担が大きいためである。

○なお、小中一貫教育検討委員会では、小・中学校別の環境でも可能と考えられる取組みについて、「小中一貫教育と小・中学校別教育の多角的な比較」の中で整理された（答申p19～）。

(2) 課題・論点

①中学校に相当する後期課程の規模

○懇談会では、小学校区単位にすることにより中学校に相当する後期課程の規模が相対的に小さくなるため、人間関係の広がりやリセットされる面が少なくなることへの懸念が示された。同様の意見は意見交換会（平成29年12月～平成30年2月）でも示された。

○さらに、平成 30 年度の児童生徒数の推計によれば、今後も児童・生徒の増加傾向が続くことが見込まれるが、各学区の施設一体型小中一貫校の規模は大規模化と小規模化に二極化することが見込まれ、特に前者の場合、小学校区単位であっても適正な規模を超える学校が発生する。

②施設一体型校舎における児童・生徒の学校生活

○施設一体型校舎とすることについては、特別支援教育をはじめ配慮を必要とする児童・生徒に対して 9 年間を見通した長期的な計画策定や情報共有が可能であることへの評価の一方で、児童・生徒が混在する中の安全面に対する懸念も示された。

③地域コミュニティ等に与える影響、課題

○本市では、小学校区が実際上の地域生活の単位として機能している面がある一方で、コミュニティ協議会や地域社協、避難所運営組織、自主防災組織など多様な各種活動の範囲が学区と必ずしも完全に一致しない状態で重なり合い、重層的な地域コミュニティが形成されてきた。このような各種活動に対する影響を踏まえる必要がある。

○仮に小中一貫教育を実施する場合、全学区で実施されるまでの間、施設一体型小中一貫校が設置された学区とそれ以外の学区が併存する。前者では後者と異なり、青少年問題協議会地区委員会、開かれた学校づくり協議会、 P T A など関連団体の再編が必要になる。

④防災上の課題

○小学校区単位とすることで避難場所としての学校の数が 18 校から 12 校に減るため、学校単位の避難所運営組織や自主防災組織による地域防災に対して影響がある。

⑤移行期間の課題

○すべての学区で実施するためには、施設一体型校舎の設置を学校改築に合わせて進めることが想定され、20 年以上の長期の移行期間が必要である。

⑥施設一体型校舎設置の物理的可能性

○12 の小学校区のうち 3 の小学校区（第二小学校区、第四小学校区、井之

頭小学校区) では、児童・生徒数の増加の影響もあり必要延床面積が建築可能延床面積を上回る。

○対応策としては、①容積率の緩和（地区計画を定め用途地域を変更）、②校地の拡張などが考えられるが、権利者及び周辺住民との合意形成や、関係機関との協議・調整を必要とするなど、計画を実行するには不確定要素が多い。

○個別の主な課題としては、井之頭小学校区は、容積率を出来得る範囲で緩和しても必要延床面積が建築可能床面積を上回るため、容積率の緩和及び校地の拡張のいずれも必要である。第五小学校区では、小学校低学年専用庭のスペースを地上に確保することが困難である。境南小学校区では、第2校地（現第二小学校）までの距離が1.6kmあり、放課後の部活動等で活用するためには、移動時の安全確保等の課題がある。

○これらの課題を踏まえると、すべての現行の小学校区に施設一体型小中一貫校を設置することは物理的に相当困難である。

⑦建設費用

○施設一体型小中一貫校を12校設置する方が、小・中学校18校を改築するよりもランニング・コストが減るもの、校舎の総延床面積に基づく建設費用は増える見込みである（答申p42）。

4 すべての小学校区単位での施設一体型小中一貫校による小中一貫教育の実施の是非について（懇談会の判断）

○中学校に相当する後期課程の規模や施設一体型校舎における児童・生徒の学校生活への影響のほか、地域コミュニティ等に与える影響・課題や、防災上の課題、移行期間中の課題、現状の児童・生徒数の増加や施設設置上の課題、建設費用など、本市の学校環境がおかれている現時点での状況を総合的に踏まえると、本懇談会としては、すべての小学校区単位での施設一体型小中一貫校による小中一貫教育は実施するべきではないと判断する。

○今後も、子どもを中心に考えたきめ細やかな教育を推進するとともに、こ

これまでの小中一貫教育の実施の是非における議論や小中連携教育研究協力校の実践を踏まえ、従来の学校環境のもと、小中連携教育を含む教育課程の充実や、更なる学校における福祉機能の強化等により、これまで教育委員会が示してきた「これからの中野市の学校教育に求められる目的、目標」を追求するべきである。

小学校区名 (校舎設置校地)	建築条件				建築可能床面積と必要延床面積			建物高さと建物以外の余地面積※3				想定される主な課題
	敷地面積 (m ²)	用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	建築可能床面積 (m ²)	必要延床面積 (m ²)	容積率不足	高度地区	(絶対)高さ制限 (m)	建築可能階数	余地面積 (m ²)	
※1 A	※2 B	C	D	E=A*D/100	F	G	H	※4 I	J	※5 K=A-F/J		
第一小学校区 (第一中学校)	15,335	第一種中高層住居専用	60	200	30,670	14,046		第2種	17	4階	11,824	
第二小学校区 (第六中学校)	10,392	第一種低層住居専用	40	80	8,314	11,677	△	第1種	(10) 12	3階	6,500	■容積率不足
第三小学校区 (第三小学校)	11,411	第一種低層住居専用	50	100	11,411	11,135		第1種	(10) 12	3階	7,699	■グラウンド周囲の余裕無し ■プール棟は現敷地（学校と別の敷地） ■ひまわり学級の移転（本宿小）
第四小学校区 (第四小学校)	13,045	第一種低層住居専用	40	80	10,436	11,659	△	第1種	(10) 12	3階	9,159	■容積率不足
第五小学校区 (第五小学校)	9,710	第一種中高層住居専用	60	180 (200)	17,478	14,798		第2種	15 (23)	3階 4階	4,777 6,011	■低学年専用庭を地上設置不可 ■グラウンド周囲の余裕無し
大野田小学校区 (第四中学校)	19,996	第一種住居	60	200	39,992	16,183		第2種	23	5階 (現4階)	15,950	
境南小学校区 (境南小学校)	14,261	第一種中高層住居専用	60	200	28,522	15,806		第2種	23	5階 (現4階)	10,310	■第2校地（現第二小学校）までの距離が長い。
本宿小学校区 (第三中学校)	15,660	第一種中高層住居専用	60	200	31,320	11,678		第2種	15 (23)	3階	11,767	
千川小学校区 (千川小学校)	10,714	第一種住居	60	200	21,428	10,952		第2種	23	5階 (現4階)	7,976	
井之頭小学校区 (井之頭小学校)	9,987	第一種低層住居専用	50	100	9,987	15,186	△	第1種	(10) 12	3階 地上3階 地下1階	4,925 6,191	■容積率不足 ■敷地面積不足
閑前南小学校区 (第五中学校)	19,558	第一種低層住居専用	40	80	15,646	12,008		第1種	(10) 12	3階	15,555	
桜野小学校区 (第二中学校)	15,024	第一種中高層住居専用	60	200	30,048	16,676		第2種	23	5階 (現4階)	10,855	

※1 測量を実施していない学校は、確認できる中で一番少ない数字を使用。 ※2 用途地域が混在する場合は、面積の多い方を記載

※3 周囲150mトラック及び直線路50mを確保するためには約3,000m²必要。ほか、低学年専用庭必要面積500m²と仮定。

※4 第一種低層住居専用地域は建築基準法55条2項の認定により高さを緩和した前提とする。括弧内の数値は変更前の高さ。

第五小学校区（23m→15m）：幅員6mの道路に接していないため。本宿小学校区（第三中学校敷地。23m→15m）：地区計画に基づく。

※5 必要延床面積満たす施設を建設した場合の余地面積。地下を活用しない仮定とした。但し、十分な余地面積が確保できない場合については、代替手段を探った場合の余地面積も示した（網掛部分）。網掛部分・・・第五小学校区：天井高を低くし4階建ての施設を整備した場合の余地面積。井之頭小学校区：地下1階を含め4層の施設を整備した場合の余地面積。

資料

武藏野市小中一貫教育あり方懇談会委員名簿

氏名	所属
◎ 夏目 重美	第五期長期計画調整計画策定委員会委員長 元亜細亜大学経営学部教授
○ 渡邊 大輔	第六期長期計画策定委員会委員副委員長 成蹊大学文学部現代社会学科准教授
奈須 正裕	武藏野市小中一貫教育検討委員会委員長 上智大学総合人間科学部教育学科教授
深田 榮一	武藏野市コミュニティ研究連絡会会长
矢島 和美	武藏野市民生児童委員協議会会长
笛井 肇	副市长
恩田 秀樹	副市长
竹内 道則	教育長

◎会長　○副会長

武藏野市小中一貫教育あり方懇談会設置要綱

(設置)

第1条 武藏野市第六期長期計画を策定する中での全市的な議論において、武藏野市（以下「市」という。）における小中一貫教育の実施の是非について結論を得るため、武藏野市小中一貫教育あり方懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 小学校区単位での施設一体型小中一貫校による小中一貫教育の実施の是非について結論を得るために必要な論点の整理
- (2) 前号の論点の整理を踏まえた、小学校区単位での施設一体型小中一貫校による小中一貫教育の実施の是非についての考え方の素案
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる者及び職にある者をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総括し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 懇談会が必要と認めるときは、懇談会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(設置期間)

第6条 懇談会の設置期間は、この要綱の施行の日から第2条の規定による報告の日までとする。

(報酬)

第7条 第3条に掲げる委員の報酬は、武藏野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武藏野市条例第7号）第5条第1項の規定により、市長が定める。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、総合政策部企画調整課及び教育部教育企画課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成30年7月27日から施行する。

2 この要綱は、第2条の規定による報告の日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

学識経験者
武藏野市コミュニティ研究連絡会会长
民生児童委員協議会会长
副市長
教育長

検討経過

第1回	9月26日	・これまでの検討に対する議論 ・議論の枠組み
第2回	10月29日	・検討モデルの前提条件 「現行の小学校区を基本とする」 「全学区に設置」
第3回	11月11日	・物理的な実現可能性 ・考え方の素案
第4回	11月27日	・考え方の素案

武藏野市小中一貫教育検討委員会答申の取扱いについて

武藏野市教育委員会は、武藏野市小中一貫教育委員会答申（以下、「答申」という。）について、下記のとおり取扱うこととする。

1 議論の深化

(1)市民意見交換会等で示された期待と不安

答申が指摘するとおり、現時点の市民や関係者の意見では、義務教育 9 年間の系統性・連続性に配慮した教育活動や、学校における福祉機能の充実、長年にわたり培われてきた学校と地域社会との絆をさらに強めることへの期待がある一方で、児童・生徒の学校生活や、学校と地域の関係に及ぼす影響、学校施設設置上の課題に対する不安が示された。

(2)議論の深化

これからの中学校と地域の関係のあり方は、地域コミュニティのあり方と、学校施設の改築は、その複合化も含め今後の公共施設のあり方と、それぞれ密接に関連し、教育委員会だけではなく全市的な視点に立った判断が必要である。

そのため、全市的な視点で議論ができる会議体で、必要な論点整理及び方向付けを行った上で、第六期長期計画策定の中で、小学校区単位での施設一体型小中一貫校による小中一貫教育の実施の是非について結論を得る。

(3)教育委員会事務局において整理すべき事項

これらの議論に資するため、教育委員会事務局において、各小学校区における施設一体型小中一貫校の設置上の課題や、他自治体の事例も含め具体的な判断材料を整理する。

2 小中連携教育の一層の充実

児童・生徒の交流、小中学校教職員の連携した取組み、武藏野市民科等かねてより進めてきた小中連携教育については、小中連携教育研究協力校の実践を踏まえながら、一層の充実を図る。

教育委員会での検討過程（平成27～30年度）

平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ○第二期武藏野市学校教育計画（9年間を見通した小中連携の推進、小中一貫教育の検討） ○教育部内に武藏野市小中連携教育推進委員会を設置し、教育課程、生活指導の視点で、小中一貫教育の可能性を調査研究 ○「武藏野市小中連携教育推進委員会報告書」（平成28年2月）
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ○未来の学校を考える市民意見交換会（平成28年6～8月） ○「武藏野市小中一貫教育調査研究ワーキングチームにおける論点整理」（「武藏野市学校施設整備基本計画中間のまとめ」参考資料、平成29年2月） ○今後の検討のたたき台として、小学校区単位の施設一体型義務教育学校を提示。
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ○武藏野市小中一貫教育検討委員会を設置し、小中一貫教育と小中別教育との多角的な比較、その比較を踏まえた武藏野市における小中一貫教育の実施の是非について検討。 ○武藏野市小中一貫教育検討委員会の検討状況に関する意見交換会（平成29年12月～平成30年2月） ○「武藏野市小中一貫教育検討委員会答申」（平成30年2月）
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ○総合教育会議（平成30年5月1日） ○武藏野市小中一貫教育検討委員会答申についての説明会（平成30年5月11日～19日） ○「武藏野市小中一貫教育検討委員会答申の取扱いについて」（教育委員会定例会、平成30年7月4日）

武藏野市小中一貫教育あり方懇談会報告

平成 30 年 11 月 27 日

(事務局) 総合政策部企画調整課
教育部教育企画課